

検疫法施行令

昭和26年12月14日政令第377号

改正：令和 2年 2月13日政令第29号（検疫法施行令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 2月14日	
<p><b>（政令で定める検疫感染症）</b></p> <p><b>第一条</b> 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、<b>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）</b>、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。<b>同表において単に「中東呼吸器症候群」という。）</b>、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」という。）及びマラリアとする。</p>	<p><b>（政令で定める検疫感染症）</b></p> <p><b>第一条</b> 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症<b>◆削除◆</b>、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。<b>別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）</b>、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」という。）及びマラリアとする。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 2月14日	
<p><b>（診察等を行う検疫感染症以外の感染症）</b></p> <p><b>第二条の二</b> 法第二十六条の二の政令で定める感染症は、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、ウエストナイル熱、A型肝炎、黄熱、狂犬病、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、腎（じん）症候性出血熱、日本脳炎、破傷風、ハンタウイルス肺症候群<b>及び麻しん</b>とする。</p>	<p><b>（診察等を行う検疫感染症以外の感染症）</b></p> <p><b>第二条の二</b> 法第二十六条の二の政令で定める感染症は、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、ウエストナイル熱、A型肝炎、黄熱、狂犬病、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、腎（じん）症候性出血熱、日本脳炎、破傷風、ハンタウイルス肺症候群、<b>麻しん及び新型コロナウイルス</b></p>

<p>2 法第二十六条の二に規定する手数料の額は、別表第二の二のとおりとする。</p>	<p>ス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び別表第二の二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）とする。</p> <p>2 法第二十六条の二に規定する手数料の額は、別表第二の二のとおりとする。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>(検疫感染症に準ずる感染症)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎（じん）症候性出血熱、日本脳炎及びハンタウイルス肺炎候群とする。</p>	<p>(検疫感染症に準ずる感染症)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎（じん）症候性出血熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎候群及び新型コロナウイルス感染症とする。</p>
<p>-その他-</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>別表第二（第二条関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>別表第二（第二条関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>
<p>-その他-</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>別表第二の二（第二条の二関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>別表第二の二（第二条の二関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 2月13日 政令 第29号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・二・一三政二九）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 2月13日 政令 第29号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日の翌日〔令和二年二月一四日〕から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>

	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
--	--

\*\*\*\*\*